

調布都市計画特別用途地区の決定（調布市決定）（案）

調布都市計画特別用途地区（防災・スポーツレクリエーション推進地区）を次のように決定する。

種類	面積	備考
防災・スポーツレクリエーション推進地区	約 6.0ha	防災・スポーツレクリエーション推進地区内における建築物の制限の緩和等に関する条例（案）により下記の用途を緩和し、併せて騒音、自動車交通の渋滞、臭気 等の周辺への影響に配慮するため、同条例で建築物の敷地及び構造に関する制限を定める。 (1) トレーニング室、更衣室、控室、医務室、運動用具倉庫その他運動に必要な室を含む公園内の建築物 (2) 公園内の運動施設に設置される壁を有しない屋根 (3) 公園の管理運営のための事務所及び倉庫 (4) 第１号及び前号の建築物に附属する飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が５００平方メートル以内のもの (5) 第１号及び第３号の建築物に附属する歩廊 (6) 第１号及び第３号の建築物に附属する危険物（第一石油類及び第二石油類であって、その数量がそれぞれ４０リットル以下のものに限る。）の貯蔵又は処理に供するもの及び自動車車庫 (7) 公園を利用する者のための休憩所 (8) 公園を利用する者のための自転車の停留又は駐車のための施設
合計	約 6.0ha	

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園の整備を推進するため、特別用途地区（防災・スポーツレクリエーション推進地区）を決定する。